

外国為替取引の取扱いについて

平素は東京スター銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行は、「外国為替および外国貿易法」に基づき、お客さまの外国為替取引の内容を確認させていただいておりますが、国際社会の要請およびお客さまの取引の安全を確保することを目的として、以下の通り「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策」を強化することといたしました。

原則として、お客さまに確認資料をご提示いただき、その結果によっては、当行の判断により送金の実行や受取りを保留またはお断りする場合がございます。また、送金実行後に確認資料のご提示をお願いする場合がございます。お客さまよりお伺いした内容やご提示いただいた書類については、原則として、記録もしくは写しをいただきます。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 外国送金取引（国内向けの外貨建て送金や非居住者円送金を含みます。）

(1) 当行では以下のお取引を取り扱いません。

- ・当行に預金口座をお持ちでないお客さまとの取引
- ・当行に預金口座をお持ちのお客さまであっても、現金によるお取引
- ・ご依頼日以前に第三者から預金口座に振り込まれた資金を送金するお取引
- ・ご本人さま以外の預金口座によるお取引
- ・仮想通貨交換業者や資金移動業者が関与するお取引

(2) 送金原資の確認をさせていただきます。

預金口座の取引履歴で送金原資が確認できない場合*は、給与明細や他行通帳など、送金原資を証明できる資料のご提示をお願いいたします。

*ご依頼日以前の短期間に現金で預金口座に入金された資金を原資とするお取引等

(3) 送金金額、送金目的、送金受取人等の確認資料の提示をお願いいたします。

2. 外国からの送金を受取るお取引

(1) 上記 1. (3) と同様に、確認資料の提示をお願いする場合があります。

(2) 届出の住所・電話番号に変更があった場合は、速やかにお手続きをお願いいたします。お客さまに連絡がつかず、受取り理由が確認できない場合、外国からの送金をお受取りいただけない場合があります。

3. 問い合わせ

(個人、法人のお客さま) 0120-82-0989 平日 9:00~17:00 (土・日・祝除く)